

農業振興地域整備計画（案）に対する意見書の提出について

石垣市の住民（事務所を有する法人含む）は、縦覧期間満了の日までに石垣市へ意見書を提出することができる。

（受理された意見書については、処理結果と共に再度公告します。）

○意見書提出の期間

縦覧期間内 令和5年9月27日（水）～ 令和5年10月27日（金） ※土、日、祝日は休み
提出場所 石垣市役所 農林水産商工部 農政経済課

農用地利用計画案に対する異議申出について

縦覧された農用地利用計画案において、農用地区域内の土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

○異議申出の期間、場所

令和5年10月30日（月）～ 令和5年11月13日（月） ※土、日、祝日は休み
提出場所 石垣市役所 農林水産商工部 農政経済課

○異議申出ができる者

縦覧に供された農業振興地域整備計画（案）の内、農用地利用計画（案）において農用地区域としている区域内の土地の所有者、またはその土地に関し法律上保護されるべき権限（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、抵当権、鉱業権等）を有する者。

○異議申出の内容

異議の申出に係る土地が農用地区域に含まれるか否かについて、利害関係を有する場合は異議の申出ができる。

○異議申出の方式

申出書には次の事項を記載する。

a 異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

b 異議申出に係る農用地利用計画の案

異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の
c 権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所又は居所

d 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日

e 異議申出書の趣旨及び理由

f 市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

g 異議申出の年月日

※なお代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議申出をするときには、その資格を証明する書面を添付する事